

# 深川市こども計画(案)概要版

## 計画の策定にあたって

### 計画の位置づけ

この計画は、こども基本法第10条に基づく市町村こども計画であるとともに、子ども・子育て支援法第61条に基づき、市町村に策定が義務づけられている市町村子ども・子育て支援事業計画です。

さらに、本市におけるまちづくりの基本方向を示した「第六次深川市総合計画」を上位計画とし、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく計画として位置づけるとともに、「母子保健計画の策定について」（平成26年6月17日雇児発第0617号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく「母子保健計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく市町村計画並びに、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく市町村計画を内包し、策定します。

### 計画の期間

令和7年度から令和11年度までを計画期間とします。

## めざすべき姿と理念・基本的な考え方

### 基本理念

「深川市こども子育て条例」

### 基本目標

#### 基本目標1 こどもまんなか社会の実現に向けたまちづくり

##### ■ 施策の目標

- ① 子ども・若者を権利の主体とし、その当事者であるこどもや若者の意見を活かし、対話による施策の推進
- ② 地域における子育ての支援
- ③ こども等の安全の確保
- ④ 子育てを支援する生活環境の整備
- ⑤ こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援の充実

#### 基本目標2 安心してこどもを生き育てることができるまちづくり

##### ■ 施策の目標

- ⑥ 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進等のサービスの充実
- ⑦ ワークライフバランスの推進

#### 基本目標3 こどもの健やかな成長を支えるまちづくり

##### ■ 施策の目標

- ⑧ こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

# 施策の展開

## 施策の目標① こども・若者を権利の主体として認識し、その当事者であるこどもや若者の意見を聴き、対話による施策の推進

### ◆こどもの権利の尊重

児童の権利に関する条約について正しく理解して、適切に行動ができるよう普及啓発活動を推進します。

### ◆こどもの意見表明と参加の促進

子どもの意見表明や参加に関する取組を充実します。

## 施策の目標② 地域における子育ての支援

### ◆地域における子育て支援サービスの充実

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる拠点として、十分な広さをもつ常設の事業実施スペースや相談室等を備えた拠点施設の整備や事業実施体制の充実、保育所等との相互連携に努めるなど、地域ぐるみで子育て家庭を支援します。

### ◆保育サービスの充実

保育所保育指針に沿った適正保育の実施はもとより、市内保育所や幼稚園と連携して教育・保育の質の向上に向けた取り組みを推進し、サービスの質の向上を図ります。

### ◆児童の健全育成等

放課後児童健全育成事業（学童保育）の充実や児童センター事業の実施など、児童の健全育成を図ります。

また、地域における子育て支援を推進するため、保育所が実施する世代間交流事業や幼稚園・保育所・認定こども園・学校を地域に開放する事業を支援・推進します。

### ◆教育・保育環境の整備

市内の保育所等の改築等に当たっては、国の交付金等を活用しながら進める必要があるため、施設整備等が計画的に進められるよう必要な支援を検討するとともに、整備予定が未定の施設についても整備方針や手法等の検討を行っていきます。

## 施策の目標③ こども等の安全の確保

### ◆子ども等の交通安全を確保するための活動の推進

子ども等を交通事故から守るため、警察、保育所、幼稚園、学校などと連携協力し、総合的な交通事故防止対策を推進します。

### ◆子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもを犯罪などの被害から守るため、警察等関係機関との情報交換や犯罪などの迅速な情報提供に努めます。

また、犯罪、いじめや児童虐待などにより被害を受けた子どもの心のケアや保護者への支援のため、学校などの関係機関と連携します。

## 施策の目標④ 子育てを支援する生活環境の整備

### ◆安全・安心に子育てができる環境の整備

子どもや小さな子どもを連れた親など、あらゆる人たちが安全に安心して外出できるよう、公共施設において授乳場所等の設置やバリアフリー化を推進します。

### ◆良好な居住環境の整備

子育て世代が快適に安心して生活できる住宅の確保ができるよう、住宅情報の提供に努めます。

## 施策の目標⑤ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援の充実

### ◆児童虐待防止対策の充実

「深川市要保護児童対策協議会」の取り組みを推進するとともに、発生予防、早期発見、早期対応などを図るため、地域の医療機関との連携はもとより、乳児家庭全戸訪問事業や健康診査、保健指導などの母子保健活動などにより、支援を必要とする家庭の早期発見や対応などに努めます。

また、生活に困窮する家庭など社会的擁護が必要な子どもやヤングケアラーの把握や支援について推進します。

### ◆母子家庭等の自立支援の推進

母子父子自立支援員を配置し母子家庭等の相談や自立に必要な情報提供を実施するなど、母子家庭等の自立・就業支援のための施策を推進します。

また、各種貸付制度等の活用を推進することで、母子家庭等の健康の保持及び福祉の増進や、生活安定と自立促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ります。

### ◆障がい児施策の推進

「深川市障がい児福祉計画」に基づき、障がいのある子どもやその家族に対し、保健・医療・福祉・教育部門が連携をとりながら、医療的ケア児等をはじめとする、一人ひとりのニーズに応じた障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築に努めます。

### ◆子どもや若者の自殺対策

いたましい自死を防ぐ取組として、ゲートキーパー養成講座の開催や、自殺予防に関する普及啓発、電話やSNSを活用した相談体制の強化など自殺を予防する取組を推進します。

## 施策の目標⑥ 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進等のサービスの充実

### ◆母子保健等の充実

妊婦訪問事業や健康診査、乳幼児健診の場を活用した相談指導の実施、新生児訪問の実施にあわせて乳児家庭全戸訪問事業の実施など妊娠期からの継続した支援体制の充実や子どもの事故の予防のための啓発など伴走型の母子保健事業の充実を図ります。

また、プレコンセプションケアに関する普及啓発や不妊治療に係る医療費助成など、子どもを持ちたいと思う方への支援にも取り組みます。

### ◆食育の推進

乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成や良好な家族関係づくりにより心身の健全育成を図るため、保健分野や教育分野などが連携し、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供に努めます。

また、子ども食堂等の食育に関する活動についても支援します。

#### ◆思春期保健対策の充実

学童期・思春期の子どもたちが健全に学び育っていけるよう、学校・家庭・地域などが連携して思春期保健に関する正しい知識の普及啓発を図ります。

#### ◆小児医療の充実

子どもが病気やけがをしたときに安心して適切な医療を受けられるよう、子ども医療給付事業などの医療給付事業の実施とともに、かかりつけ医の促進や救急医療体制などの充実に努めます。

### 施策の目標⑦ ワークライフバランスの推進

#### ◆仕事と生活の調和の実現のための取り組み

仕事と家庭の調和のとれた生活の実現に向け、事業主や地域住民などへの広報啓発に努めます。

#### ◆仕事と子育ての両立のための基盤整備

保育サービスや※放課後児童健全育成事業（学童保育）の充実、「子育てサポートふかがわ」の支援など多様な働き方に対応した子育て支援を推進します。

### 施策の目標⑧ こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

#### ◆次代の親の育成

学校教育における総合的な学習や体験学習を通じて幼稚園や保育所に通所する乳幼児と児童の交流機会を広げるとともに、乳幼児健診の場を活用し乳幼児と年長児がふれあう機会を確保し、幼稚園や保育所における園開放や地域活動事業の推進等により異年齢や世代間の交流・親と子の交流事業の支援・拡大に努めます。

#### ◆学校等の教育環境の整備

子どもが社会の変化のなかで主体的に生きていくことができるよう、豊かな心や健やかな体の育成の推進を図るとともに、発達や連続性を踏まえ、幼児の小学校への円滑な移行がなされるよう、幼稚園・保育所と小学校とが連携・協力し、情報交換に努めます。

#### ◆家庭や地域の教育力の向上

各学校での家庭教育学級の開催など、家庭教育への支援の充実や地域の教育力向上の取り組みを推進します。

#### ◆有害環境対策の推進

深川市青少年育成センターによる有害環境調査を実施し、子どもたちを取り巻く環境の把握に努め、家庭や学校等への情報提供など健全な環境づくりを推進します。

また、学校と連携して、学校教育の一環としてインターネットやスマートフォンを活用する際のモラルやルールを指導する情報教育を実施し、あわせて、学校から家庭へも関係する情報の提供を推進します。

# 教育・保育施設の量の見込みと確保方法

## ■ 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

教育標準時間認定						
	量の見込みと 確保方法	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
3歳から5歳 ・1号認定 ・新2号認定	量の見込み	93	82	78	87	90
	確保方法	110	110	110	110	110

保育認定						
	量の見込みと 確保方法	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
3歳から5歳 ・2号認定	量の見込み	158	170	170	181	160
	確保方法	184	184	184	184	184
0歳から2歳 ・3号認定	量の見込み	139	130	129	124	124
	確保方法	136	136	136	136	136

## ■ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

	量の見込みと 確保方法	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
時間外（延長）保育事業	量の見込み	4	4	3	3	3
	確保方法	4	4	3	3	3
放課後児童健全育成事業	量の見込み	164	154	145	129	136
	確保方法	164	164	164	164	164
放課後児童健全地域子育て支援拠点 事業（子育て支援センター）	量の見込み	711	711	711	711	711
	確保方法	711	711	711	711	711
一時預かり （在園児対象型）	量の見込み	7,243	7,308	7,047	7,373	7,014
	確保方法	7,243	7,308	7,047	7,373	7,014
一時預かり （在園児対象型を除く）	量の見込み	178	182	176	166	166
	確保方法	178	182	176	166	166

	量の見込みと 確保方法	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
病児・病後児保育事業	量の見込み	132	130	125	120	122
	確保方法	132	130	125	120	122
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	量の見込み	239	223	207	197	195
	確保方法	239	223	207	197	195
妊産婦に対する健康診査	量の見込み	936	888	840	816	780
	確保方法	936	888	840	816	780
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み	78	74	70	68	65
	確保方法	78	74	70	68	65
養育支援訪問事業	量の見込み	10	10	10	10	10
	確保方法	10	10	10	10	10
妊婦等包括相談支援事業 (単位：回)	量の見込み	234	222	210	204	195
	確保方法	234	222	210	204	195
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) (単位：時間)	対象児童数	56	58	55	55	56
	量の見込み	560	580	550	550	560
	確保方法	617	617	617	617	617
産後ケア事業 (単位：延べ日数)	量の見込み	287	278	223	226	223
	確保方法	287	278	223	226	223

(単位：特に表示のないものは人)